

決算状況(単体)

■財務諸表

●貸借対照表

(単位：百万円)

(単位：百万円)

(資産の部)	第95期 平成31年3月31日現在	第96期 令和2年3月31日現在
現 金	8,982	9,545
預 け 金	64,857	68,227
買 入 金 錢 債 権	2,630	3,419
金 錢 の 信 託	1,920	2,688
有 価 証 券	307,961	299,104
国 債	116,916	114,332
地 方 債	10,105	8,010
社 債	102,580	101,585
株 式	10,361	9,116
そ の 他 の 証 券	67,996	66,060
貸 出 金	247,600	251,910
割 引 手 形	1,241	1,290
手 形 貸 付	20,811	19,812
証 書 貸 付	213,185	217,470
当 座 貸 越	12,362	13,338
そ の 他 資 産	4,369	4,242
未 決 済 為 替 貸	74	44
信 金 中 金 出 資 金	2,265	2,265
前 払 費 用	—	2
未 収 収 益	944	934
そ の 他 の 資 産	1,085	995
有 形 固 定 資 産	5,653	5,653
建 物	3,327	3,402
土 地	1,725	1,767
建 設 仮 勘 定	116	38
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	484	445
無 形 固 定 資 産	248	353
ソ フ ト ウ ェ ア	219	324
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	29	29
債 務 保 証 見 返	3,077	2,861
貸 倒 引 当 金 (うち個別貸倒引当金)	△ 14,410 (△ 12,539)	△ 14,027 (△ 12,107)
資 産 の 部 合 計	632,890	633,980

(負債の部)	第95期 平成31年3月31日現在	第96期 令和2年3月31日現在
預 金 積 金	540,130	549,495
当 座 預 金	12,150	12,182
普 通 預 金	152,201	164,656
貯 蓄 預 金	1,626	1,710
通 知 預 金	1,171	1,286
定 期 預 金	346,610	341,805
定 期 積 金	24,405	24,194
そ の 他 の 預 金	1,964	3,659
そ の 他 負 債	1,679	1,866
未 決 済 為 替 借	150	65
未 払 費 用	969	742
給 付 補 備 金	10	11
未 払 法 人 税 等	80	444
前 受 収 益	146	157
払 戻 未 準 金	14	11
職 員 預 り 金	230	251
そ の 他 の 負 債	78	182
賞 与 引 当 金	172	182
役 員 賞 与 引 当 金	16	15
退 職 給 付 引 当 金	1,868	1,898
役 員 退 職 慰 労 引 当 金	126	71
睡眠預金払戻損失引当金	28	58
偶 発 損 失 引 当 金	28	27
繰 延 税 金 負 債	7,369	4,475
債 務 保 証	3,077	2,861
負 債 の 部 合 計	554,497	560,953
(純資産の部)	第95期 平成31年3月31日現在	第96期 令和2年3月31日現在
出 資 金	1,075	1,067
普 通 出 資 金	1,075	1,067
利 益 剰 余 金	54,077	56,075
利 益 準 備 金	1,116	1,116
そ の 他 利 益 剰 余 金	52,960	54,958
特 別 積 立 金	50,000	52,400
(経営基盤強化積立金)	(1,000)	(1,000)
当 期 未 処 分 剰 余 金	2,960	2,558
会 員 勘 定 合 計	55,153	57,142
そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	23,240	15,883
評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	23,240	15,883
純 資 産 の 部 合 計	78,393	73,026
負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	632,890	633,980

●損益計算書

(単位：千円)

	第95期 平成30年4月1日から 平成31年3月31日まで	第96期 平成31年4月1日から 令和2年3月31日まで
経 常 収 益	10,273,260	9,388,561
資金運用収益	8,494,495	8,216,155
貸出金利息	3,751,208	3,554,041
預け金利息	69,760	78,859
有価証券利息配当金	4,601,225	4,510,903
その他の受入利息	72,302	72,351
役務取引等収益	658,269	678,922
受入為替手数料	283,487	279,895
その他の役務収益	374,782	399,027
その他の業務収益	171,216	25,591
外国通貨売買益	634	—
国債等債券売却益	106,530	4,137
その他の業務収益	64,052	21,454
その他経常収益	949,277	467,891
貸倒引当金戻入益	754,879	256,841
償却債権取立益	—	2,400
株式等売却益	166,753	146,946
金銭の信託運用益	—	53,332
その他の経常収益	27,645	8,370
経 常 費 用	7,132,167	6,918,161
資金調達費用	394,476	332,898
預金利息	386,794	325,447
給付補償備金繰入額	6,588	6,267
その他の支払利息	1,093	1,183
役務取引等費用	580,551	593,043
支払為替手数料	102,031	102,223
その他の役務費用	478,520	490,819
その他の業務費用	430,413	227,941
外国通貨売買損	—	35
国債等債券売却損	84,997	21,785
国債等債券償還損	343,331	45,414
国債等債券償却	—	158,040
その他の業務費用	2,084	2,665
経 費	5,528,734	5,509,190
人 件 費	3,275,082	3,267,895
物 件 費	2,066,150	2,032,489
税 金	187,501	208,806
その他の経常費用	197,990	255,087
貸出金償却	6,875	2,797
株式等売却損	72,057	100,434
株式等償却	366	—
金銭の信託運用損	78,810	101,665
その他の経常費用	39,880	50,190
経 常 利 益	3,141,093	2,470,399

(単位：千円)

	第95期 平成30年4月1日から 平成31年3月31日まで	第96期 平成31年4月1日から 令和2年3月31日まで
特 別 利 益	—	54
固定資産処分益	—	54
特 別 損 失	25,186	8,253
固定資産処分損	7,752	2,075
減損損失	17,434	6,177
税引前当期純利益	3,115,906	2,462,200
法人税、住民税及び事業税	194,271	615,973
法 人 税 等 調 整 額	431,992	△ 173,459
法 人 税 等 合 計	626,263	442,513
当 期 純 利 益	2,489,643	2,019,687
繰越金(当期末残高)	471,052	539,223
当期末処分剰余金	2,960,695	2,558,911

●剩余金処分計算書

(単位：千円)

	第95期 平成30年4月1日から 平成31年3月31日まで	第96期 平成31年4月1日から 令和2年3月31日まで
当期末処分剰余金	2,960,695	2,558,911
計	2,960,695	2,558,911

これを次のとおり処分する。

剩 余 金 処 分 額	第95期	第96期
普通出資に対する配当金	2,421,471	2,021,300
(配 当 率)	21,471	21,300
特 別 積 立 金	(年2%)	(年2%)
繰越金(当期末残高)	2,400,000	2,000,000
	539,223	537,610

■令和元年度の貸借対照表、損益計算書及び剩余金処分計算書は信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツの監査を受けて公表しております。

令和元年度における貸借対照表、損益計算書及び剩余金処分計算書（以下、「財務諸表」という。）並びに財務諸表作成に係る内部監査等について適正性・有効性等を確認しております。

令和2年6月29日

飯田信用金庫
理 事 長

小 池 貞 志

【貸借対照表に関する注記】

- 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 有価証券の評価は、子会社・子法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、移動平均法による原価法により行っています。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、運用目的の金銭の信託については信託法、その他の金銭の信託については上記2.のうちのその他有価証券と同じ方法により行っています。
- 有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は定率法を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	3~50年
その他	3~45年
- 無形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。
- 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
- 外貨建資産は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。
- 貸倒引当金は、予め定めている債却引当基準に則り、次のとおり計上しております。
 日本公認会計士協会「銀行等監査特別委員会報告第4号」(銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒引当金の監査に関する実務指針)(平成24年7月4日)に規定する正常債権及び注意先債権に相当する債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。
- 貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額や与信額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額が一定額以上の債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取に係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法('DCF法'))により計上しております。
- すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しております。
- (追加情報)
 新型コロナウイルス感染症の影響に関する将来見込みにあたっては、外部の情報源に基づき今後の広がり方や収束時期について一定の仮定を置いていますが、当該仮定の不確実性は高く、収束時期が遅延した場合には、将来の損失額に影響を与える可能性があります。
- 賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
- 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払に備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
- 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については期間定期基準によっております。なお、数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。

数理計算上の差異	各発生年度の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数 (10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌 事業年度から損益処理
----------	--
- 賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
- 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払に備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
- 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については期間定期基準によっております。なお、数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。

数理計算上の差異	各発生年度の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数 (10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌 事業年度から損益処理
----------	--
- 令和2年3月31日現在の退職給付債務及びその内訳

退職給付債務	1,992百万円
未認識数理計算上の差異	△94百万円
退職給付引当金	1,898百万円
- 令和元年度の退職給付費用の内訳

勤務費用	113百万円
利息費用	6百万円
数理計算上の差異の処理額	35百万円
厚生年金基金掛金等	201百万円
- (3) 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

割引率	0.3%
退職給付見込額の期間帰属方法	期間定期基準
- また、当金庫は複数事業主(信用金庫等)により設立された企業年金制度(総合設立型厚生年金基金)に加入しており、当金庫の拠出に対する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。
 なお、当該企業年金制度全体の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。
 (1) 制度全体の積立状況に関する事項(平成31年3月31日現在)

年金資産の額	1,650,650百万円
年金財政計算上の数理債務の額	
と最低責任準備金の額との合計額	1,782,453百万円
差引額	△131,803百万円
- (2) 制度全体に占める当金庫の掛け出し割合(平成31年3月分)

	0.4813%
--	---------
- (3) 補足説明
 上記(1)の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高180,752百万円及び別途積立金48,949百万円であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間19年0ヶ月の元利均等償却であります。
12. 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払に備えるため、内規に基づく当事業年度末まで支給額を計上しております。
13. 睡眠税払戻損引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求による支払に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認める額を計上しております。
14. 偶発損失引当金は、信用保証協会との責任共有制度に基づく信用保証協会への負担金の支払に備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。
15. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。
16. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額 31百万円
17. 子会社等の株式総額 24百万円
18. 子会社等に対する金銭債務総額 348百万円
19. 有形固定資産の減価償却累計額 8,982百万円
20. 貸出金のうち、破綻先債権額は360百万円、延滞債権額は17,711百万円であります。
 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他

の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒債却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

21. 貸出金のうち、3ヶ月以上延滞債権額はありません。

なお、3ヶ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

22. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は1,507百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者による有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヶ月以上延滞債権に該当しないものであります。

23. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヶ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は19,579百万円であります。

なお、20.から23.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

24. 手形割引手形は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は1,290百万円であります。

25. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券 595百万円

担保資産に対応する債務 81百万円

預 金

上記のほか、為替決済、当座借越及び県収納事務の担保として、預け金20,002百万円、その他資産(保証金)18百万円を差し入れております。

また、この他にその他資産に含まれる保証金は930百万円であります。

26. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当金庫の債務保証の額は1,200百万円であります。

27. 出資1口当たりの純資産額 34,207円00銭

28. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当金庫は、預金業務、融資業務及び市場運用業務などの金融業務を行っております。このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(ALM)をしております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。

また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。

これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格や為替の変動リスクに晒されております。

一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。

また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当金庫は、融資事務取扱規程及び信用リスクに関する管理規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応などと信管に関する体制を整備し運営しております。

これらの与信管理は、各営業店のほか融資部により行われ、また、定期的に経営陣による常勤役員会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。

さらに、与信管理の状況については、監査部がチェックしております。

有価証券の発行体等の信用リスクに関しては、資金運用部において、信用情報や時価変動の把握を定期的に行なうことで管理しております。

② 市場リスクの管理

(i) 金利リスクの管理

当金庫は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。

ALMに関する規程及び要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、ALM委員会において決定されたALMに関する方針に基づき、ALM委員会及び常勤役員会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。

日常的には総合企画部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ベースでALM委員会に報告しております。

(ii) 為替リスクの管理

当金庫は、為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとに管理しております。

(iii) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、ALM委員会の方針に基づき、常勤役員会の監督の下、市場リスク管理規程に従い行われております。

このうち、資金運用部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

当金庫で保有している株式の多くは、純投資目的で保有しているものであり、発行体の業況や市場環境動向などを収集、把握しております。

これらの情報は総合企画部を通じ、ALM委員会において定期的に報告されております。

(iv) 市場リスクに係る定量的情報

当金庫において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」のうち債券、「貸出金」、「預金積金」であります。

当金庫では、これらの金融資産及び金融負債について、「信用金庫法施行規則第132条第1項第5号ニ等」の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項(平成26年金融庁告示第8号)において通貨ごとに規定された金利ショックを用いた時価の変動額を市場リスク量とし、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。

当該変動額の算定にあたっては、対象の金融資産及び金融負債をそれぞれ金利期間に応じて適切な期間に残高を分解し、期間ごとの金利変動幅を用いております。

当事業年度末現在、金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、上方バラレルシフト(指標金利の上昇をいい、日本円金利の場合1.00%上昇等、通貨ごとに上昇幅が異なる)が生じたと想定した場合の対象となる金融商品の時価は、19,714百万円減少するものと把握しております。

また、当金庫では、「有価証券」のうち債券、株式、投資信託の市場リスク量をVaRにより月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。

なお、当金庫では、モデルが算出するVaRと実際の損益を比較するバックテストティングを実施しており、計測手法としてのVaRの有効性を検証しております。

ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況におけるリスクは捕捉できない場合があります。

なお、当金庫ではVaRで計測したリスク量に対して、バックテスティングの結果を踏まえた調整を行い、市場環境変化に即したリスク量把握に努めています。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫は、ALMを通して、適時に資金管理を行なうほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によって場合、当該価額が異なることもあります。

なお、金融商品のうち貸出金については、簡単な計算により算出した時価に代わる金額を開示しております。

29. 金融商品の時価等に関する事項

令和2年3月31における貸借対照表上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります(時価の算定方法については(注1)参照)。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含まれておりません(注2)参照)。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位:百万円)

	貸借対照表上額	時価	差額
(1) 現金	9,545	9,545	—
(2) 預け金	68,227	68,234	7
(3) 有価証券			
その他有価証券	298,499	298,499	—
(4) 貸出金(*1)	251,910		
貸倒引当金(*2)	△14,009		
	237,900	244,323	6,422
金融資産 計	614,173	620,602	6,429
(1) 預金積金	549,495	549,894	398
金融負債 計	549,495	549,894	398

(*1)貸出金の「時価」には、「簡単な計算により算出した時価に代わる金額」を記載しております。

(*2)貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1)金融商品の時価等の算定方法

金融資産

(1)現金

現金については、当該帳簿価額を時価としております。

(2)預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、新規に預け金を行った場合に想定される適用金利で割り引いた現在価値を算定しております。

(3)有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。

なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については30から32に記載しております。

自金庫保証付私募債は、発行体の外部格付がないため、貸出金と同一の方法により、発行体の内部格付及び期間等を勘案して時価を算定しております。

(4)貸出金

貸出金は、以下の①～③の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

① 破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額(貸倒引当金控除前の額)。以下「貸出金計上額」という。)

② ①以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額

③ ①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利(LIBOR等)で割り引いた額

金融負債

(1)預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、残存期間が短期(3ヶ月以内)のものは、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(注2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位:百万円)

区分	貸借対照表上額
子会社・子法人等株式(*1)	24
非上場株式(*1)	37
組合出資金等(*2)	543
合 計	605

(*1)子会社・子法人等株式、非上場株式及びその他の証券については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(*2)組合出資金等のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

(注3)金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預け金(*1)	58,227	10,000	—	—
有価証券				
その他有価証券のうち 満期があるもの	14,954	45,415	92,585	102,136
貸出金(*2)	53,012	73,062	45,652	64,778
合 計	126,194	128,477	138,237	166,914

(*1)預け金のうち、要求払預け金は「1年以内」に含めております。

(*2)貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定期額が見込めないもの、期間の定めがないものは含めておりません。

(注4)有利子負債の決算日後の返済予定期額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金積金(*)	361,922	187,011	562	—
合 計	361,922	187,011	562	—

(*1)預金積金のうち、要求払預金は「1年以内」に含めております。

30. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。(貸借対照表中の「有価証券」のほか、「買入金銭債権」の中の信託受益権を含めております。)

その他の有価証券

(単位:百万円)

種 類	貸借対照表上額	取得原価	差 額
株 式	6,642	4,578	2,064
債 券	206,752	187,757	18,995
国 債	114,332	98,990	15,342
地方債	8,010	7,373	636
社 債	84,410	81,393	3,017
その他	35,405	30,257	5,147
小 計	248,801	222,592	26,208
株 式	2,411	3,165	△753
債 券	17,174	17,406	△232
国 債	—	—	—
地方債	—	—	—
社 債	17,174	17,406	△232
その他	33,530	36,864	△3,334
小 計	53,117	57,437	△4,319
合 計	301,918	280,029	21,888

31. 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位:百万円)

	売 却 額	売却益の合計額	売却損の合計額
株 式	601	146	99
債 券	1,875	4	0
国 債	—	—	—
地方債	600	0	0
社 債	1,275	3	0
その他	33	—	21
合 計	2,510	151	122

32. 減損処理を行った有価証券

有価証券(時価を把握するのが極めて困難なものを除く)のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べ著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表上額とするとともに、評価差額を当事事業年度の損失として処理(以下「減損処理」という)。)しております。

当事事業年度における減損処理額は158百万円(うち、その他の証券158百万円)であります。

なお、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、次のとおりであります。

- ① 時価が50%以上下落した銘柄については、減損処理を行うこととしております。
- ② 時価が30%以上50%未満下落した銘柄については、当事事業年度末及び前事業年度末の時価や発行会社の信用リスク等を判断基準として時価の回復可能性を判定し、減損処理を行うこととしております。

33. 運用目的の金銭の信託

(単位:百万円)

	貸借対照表上額	当事事業年度の損益に含まれた評価差額
運用目的の金銭の信託	1,818	△143

34. その他の金銭の信託

(単位:百万円)

	貸借対照表上額	取得原価	差 額	うち貸借対照表上額が取得原価を超えるもの	うち貸借対照表上額が取得原価を超えないもの
その他の金銭の信託	870	1,000	△129	—	△129

35. 当座賃貸契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約による融資未実行残高は、28,853百万円であります。このうち契約残高期間が1年以内のものが17,563百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒否又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付加されています。また、契約時ににおいて必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に(半年毎に)予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

36. 緑延税金資産及び緑延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

緑延税金資産	3,568百万円
貸倒引当金	512百万円
退職給付引当金	244百万円
減価償却超過額	245百万円
その他	4,571百万円
緑延税金資産小計	△3,171百万円
評価性引当額	1,399百万円
緑延税金資産合計	—
緑延税金負債	5,874百万円
その他有価証券評価差額金	5,874百万円
緑延税金負債合計	5,874百万円
緑延税金負債の純額	—

【損益計算書に関する注記】

1. 計算金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
2. 子会社との取引による収益総額 5,660千円
子会社との取引による費用総額 71,986千円
3. 出資1口当たり当期純利益金額 941円67銭

●最近5年間の主要な経営指標の推移

	第92期 平成27年度	第93期 平成28年度	第94期 平成29年度	第95期 平成30年度	第96期 令和元年度
経常収益	11,582,140千円	10,785,050千円	10,194,198千円	10,273,260千円	9,388,561千円
経常利益	2,786,449千円	2,800,554千円	2,412,371千円	3,141,093千円	2,470,399千円
当期純利益	2,045,087千円	1,957,027千円	1,568,664千円	2,489,643千円	2,019,687千円
出資総額	1,092百万円	1,087百万円	1,086百万円	1,075百万円	1,067百万円
出資総口数	2,185千口	2,175千口	2,172千口	2,151千口	2,134千口
純資産額	72,899百万円	73,214百万円	76,999百万円	78,393百万円	73,026百万円
総資産額	595,307百万円	609,638百万円	618,717百万円	632,890百万円	633,980百万円
預金積金残高	508,168百万円	522,867百万円	527,210百万円	540,130百万円	549,495百万円
貸出金残高	234,721百万円	240,532百万円	244,698百万円	247,600百万円	251,910百万円
有価証券残高	315,230百万円	312,838百万円	313,825百万円	307,961百万円	299,104百万円
単体自己資本比率	16.81%	17.48%	17.42%	17.19%	17.17%
出資1口当たり配当金	25*1円	10円	10円	10円	10円
役員数	16人	16人	16人	15人	15人
うち常勤役員数	8人	8人	8人	7人	7人
職員数	316人	318人	330人	339人	385*2人
会員数	27,808人	27,754人	27,786人	27,598人	27,467人

*1 出資配当金には、創立90周年記念配当が含まれます。 *2 パート職員の職群転換により職員数が増加しております。

●主要な業務の状況を示す指標

〈業務粗利益・業務純益等〉 (単位：千円)

	平成30年度	令和元年度
資金運用収支	8,101,416	7,885,008
資金運用収益	8,494,495	8,216,155
資金調達費用	393,078	331,147
役務取引等収支	77,718	85,879
役務取引等収益	658,269	678,922
役務取引等費用	580,551	593,043
その他の業務収支	△259,196	△202,350
その他業務収益	171,216	25,591
その他業務費用	430,413	227,941
業務粗利益	7,919,938	7,768,537
業務粗利益率	1.34%	1.29%
業務純益	2,432,664	2,312,866
実質業務純益	2,432,664	2,312,866
コア業務純益	2,754,462	2,533,970
〃(除く投資信託解約損益)	2,581,171	2,456,549

- (注) 1. 資金調達費用は、金銭の信託運用見合費用(平成30年度1,398千円、令和元年度1,751千円)を控除して表示しております。
 2. 業務粗利益率=業務粗利益／資金運用勘定平均残高×100
 3. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしておりません。
 4. 「業務純益」「実質業務純益」「コア業務純益」「業務純益(除く投資信託解約損益)」については、銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令(令和元年9月13日)による改正を受け、令和元年度分より開示することとなりました。今回は開示初年度となりますが平成30年度、令和元年度の2期分を開示しております。
 5. 業務純益=業務収益-(業務費用(金銭の信託運用見合費用)業務費用には、例えば人件費のうちの役員賞与等のような臨時の経費等を含まないこととしています。
 また、貸倒引当金繰入額が全体として繰入超過の場合、一般貸倒引当金繰入額(または取崩額)を含みます。
 6. 実質業務純益=業務純益+一般貸倒引当金繰入額
 実質業務純益は、業務純益から、一般貸倒引当金繰入額の影響を除いたものです。
 7. コア業務純益=実質業務純益-国債等債券損益
 国債等債券損益は、国債等債券売却益、国債等債券償還益、国債等債券売却損、国債等債券償還損、国債等債券償却を通算した損益です。

〈資金運用収支の内訳〉

	平均残高(百万円)		利息(千円)		利回り(%)	
	平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度
資金運用勘定	590,154	599,087	8,494,495	8,216,155	1.43	1.37
うち貸出金	242,017	244,072	3,751,208	3,554,041	1.54	1.45
うち預け金	66,266	72,544	69,760	78,859	0.10	0.10
うち有価証券	277,151	277,419	4,601,225	4,510,903	1.66	1.62
資金調達勘定	535,632	545,114	393,078	331,147	0.07	0.06
うち預金積金	537,410	547,796	393,383	331,715	0.07	0.06
うち借用金	-	-	-	-	-	-

- (注) 1. 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(平成30年度315百万円、令和元年度327百万円)を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高(平成30年度1,997百万円、令和元年度2,918百万円)及び利息(平成30年度1百万円、令和元年度1百万円)をそれぞれ控除して表示しております。
 2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしておりません。

〈受取・支払利息の増減〉

(単位：千円)

	平成30年度			令和元年度		
	残高による増減	利率による増減	純増減	残高による増減	利率による増減	純増減
受取利息	△67,320	△677,173	△744,494	45,277	△323,617	△278,340
うち貸出金	53,010	△295,730	△242,719	32,162	△229,329	△197,166
うち預け金	9,626	△6,062	3,564	6,769	2,329	9,099
うち有価証券	△135,433	△373,673	△509,106	4,451	△94,773	△90,321
支払利息	8,853	△61,474	△52,621	7,854	△69,432	△61,578
うち預金積金	8,900	△61,475	△52,575	7,767	△69,435	△61,668
うち借用金	△71	-	△71	-	-	-

- (注) 1. 残高及び利率の増減要因が重なる部分については、両者の増減割合に応じて按分しております。
 2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしておりません。

〈利鞘〉

(単位：%)

	平成30年度	令和元年度
資金運用利回	1.43	1.37
資金調達原価率	1.09	1.06
総資金利鞘	0.34	0.31

〈利益率〉

(単位：%)

	平成30年度	令和元年度
総資産経常利益率	0.52	0.40
総資産当期純利益率	0.41	0.33

(注) 総資産経常(当期純) 利益率 =

$$\frac{\text{経常(当期純) 利益}}{\text{総資産 (債務保証見返を除く) 平均残高}} \times 100$$

●預金に関する指標

〈預金積金及び譲渡性預金平均残高〉

(単位：百万円)

	平成30年度	令和元年度
流動性預金	163,345	173,948
うち有利息預金	143,951	154,054
定期性預金	372,766	372,503
うち固定金利定期預金	348,654	348,285
うち変動金利定期預金	176	162
その他預金	1,299	1,345
合計	537,410	547,796
譲渡性預金	—	—
総計	537,410	547,796

〈定期預金残高〉

(単位：百万円)

	平成30年度	令和元年度
定期預金	346,610	341,805
固定金利定期預金	346,443	341,652
変動金利定期預金	167	153
その他	—	—

(注) 1. 流動性預金=当座預金+普通預金+貯蓄預金+通知預金

2. 定期性預金=定期預金+定期積金

固定金利定期預金：預入時に満期日までの利率が確定する定期預金
変動金利定期預金：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期預金

3. その他預金=別段預金+納税準備預金+非居住者円預金

〈預金科目別残高及び構成比〉

(単位：百万円、%)

	平成30年度		令和元年度	
	残高	構成比	残高	構成比
当座預金	12,150	2.2	12,182	2.2
普通預金	152,201	28.1	164,656	29.9
貯蓄預金	1,626	0.3	1,710	0.3
通知預金	1,171	0.2	1,286	0.2
定期預金	346,610	64.1	341,805	62.2
定期積金	24,405	4.5	24,194	4.4
その他預金	1,964	0.4	3,659	0.6
合計	540,130	100.0	549,495	100.0

〈預金者別預金残高及び構成比〉

(単位：百万円、%)

	平成30年度		令和元年度	
	残高	構成比	残高	構成比
個人	430,340	79.6	440,537	80.1
一般法人	84,718	15.6	84,711	15.4
金融機関	2,021	0.3	801	0.1
公金	23,050	4.2	23,445	4.2
合計	540,130	100.0	549,495	100.0

〈預貸率〉

(単位：%)

	平成30年度		令和元年度	
	期末	構成比	期末	構成比
預貸率	45.84	45.84	45.03	44.55
期中平均				

(注) 預金には定期積金及び譲渡性預金を含んでおります。

●役職員一人当たりの実績

	平成30年度	令和元年度
預金残高	1,561百万円	1,427百万円
貸出金残高	715百万円	654百万円
経常利益	9,078千円	6,416千円
当期純利益	7,195千円	5,245千円

(注) 1.預金には定期積金及び譲渡性預金を含んでおります。

2.役職員数は期末人数にて計算しております。

●貸出金等に関する指標

〈手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高〉

(単位：百万円)

	平成30年度	令和元年度
手形貸付	22,404	19,683
証書貸付	208,027	212,460
当座貸越	10,363	10,610
割引手形	1,221	1,318
合計	242,017	244,072

(注) 国内業務部門と国際業務部門の区別はしておりません。

〈担保の種類別の貸出金残高及び債務保証見返額〉

貸出金の担保別内訳

(単位：百万円)

	平成30年度	令和元年度
当金庫預金積金	3,514	3,199
有価証券	19	19
動産	—	200
不動産	13,902	13,338
その他	21	20
計	17,458	16,777
信用保証協会・信用保険	49,918	52,817
保証	27,380	28,903
信用	152,842	153,411
合計	247,600	251,910

〈使途別の貸出金残高〉

(単位：百万円、構成比 %)

	平成30年度		令和元年度	
	貸出金残高	構成比	貸出金残高	構成比
運転資金	119,757	48.37	127,489	50.61
設備資金	127,842	51.63	124,421	49.39
合計	247,600	100.00	251,910	100.00

〈業種別貸出金残高〉

(単位：先、百万円、%)

	平成30年度			令和元年度		
	先数	金額	構成比	先数	金額	構成比
製造業	396	31,178	12.59	393	30,972	12.29
農業・林業	62	610	0.24	77	673	0.26
漁業	6	33	0.01	5	29	0.01
鉱業・採石業・砂利採取業	5	179	0.07	6	187	0.07
建設業	513	15,738	6.35	523	15,701	6.23
電気・ガス・熱供給・水道業	20	1,256	0.50	24	2,209	0.87
情報通信業	11	406	0.16	10	359	0.14
運輸業・郵便業	49	3,001	1.21	47	3,348	1.32
卸売業・小売業	455	17,920	7.23	454	18,035	7.15
金融業・保険業	22	12,326	4.97	18	11,969	4.75
不動産業	255	16,448	6.64	271	17,618	6.99
物品賃貸業	8	1,227	0.49	8	1,263	0.50
学術研究・専門・技術サービス業	58	1,349	0.54	57	1,360	0.53
宿泊業	41	9,753	3.93	39	9,418	3.73
飲食業	201	2,075	0.83	195	1,805	0.71
生活関連サービス業・娯楽業	102	9,383	3.78	105	9,574	3.80
教育・学習支援業	5	105	0.04	7	104	0.04
医療・福祉	88	8,600	3.47	93	7,888	3.13
その他サービス業	159	4,988	2.01	162	3,927	1.55
小計	2,456	136,587	55.16	2,494	136,449	54.16
地方公共団体	13	27,049	10.92	14	28,708	11.39
個人	16,376	83,963	33.91	16,235	86,752	34.43
合計	18,845	247,600	100.00	18,743	251,910	100.00

(注) 1. 当座貸越を含んでおります。

2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

〈固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高〉

(単位：百万円)

	平成30年度	令和元年度
貸出金	247,600	251,910
固定金利	171,999	173,198
変動金利	75,600	78,711

債務保証見返の担保別内訳

(単位：百万円)

	平成30年度	令和元年度
当金庫預金積金	534	483
有価証券	—	—
動産	—	—
不動産	377	354
その他	—	—
計	911	838
信用保証協会・信用保険	69	34
保証	10	8
信用	2,085	1,980
合計	3,077	2,861

〈消費者ローン・住宅ローンの残高〉

(単位：百万円)

	平成30年度	令和元年度
消費者ローン	17,616	18,556
住宅ローン	58,614	61,515
合計	76,230	80,072

●リスク管理債権の状況

リスク管理債権とは、信用金庫法により定められた開示すべき債権（貸出金）の金額です。

(単位：百万円)

区分	平成30年度	令和元年度
破綻先債権	352	360
延滞債権	16,302	17,711
3ヶ月以上延滞債権	—	—
貸出条件緩和債権	1,816	1,507
合計	18,471	19,579

部分直接償却…………実施しておりません。

未収利息不計上基準…自己査定の結果、破綻先・実質破綻先及び破綻懸念先である債務者に対する貸出金の未収利息は資産不計上としております。

(注)

- 「破綻先債権」とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により、元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（未収利息不計上貸出金）のうち、次のいずれかに該当する債務者に対する貸出金です。
 - 会社更生法又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による更生手続開始の申立てがあった債務者
 - 民事再生法の規定による再生手続開始の申立てがあった債務者
 - 破産法の規定による破産手続開始の申立てがあった債務者
 - 会社法の規定による特別清算開始の申立てがあった債務者
 - 手形交換所による取引停止処分を受けた債務者
- 「延滞債権」とは、未収利息不計上貸出金のうち次の2つを除いた貸出金です。
 - 上記「破綻先債権」に該当する貸出金
 - 債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金
- 「3ヶ月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しない貸出金です。
- 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヶ月以上延滞債権に該当しない貸出金です。
- なお、これらの開示額は、担保処分による回収見込額、保証による回収が可能と認められる額や既に引当てている個別貸倒引当金を控除する前の金額であり、全てが損失となるものではありません。

●金融再生法開示債権及び引当・保全状況

金融再生法に基づき開示すべき債権とは、貸出金の他債務保証見返り、未収利息及び与信関係の仮払金、私募債を含んだ債権です。

(単位：百万円)

区分	開示残高(A)	保全額(B)	担保・保証等による回収見込額(C)	貸倒引当金(D)	保全率(B)/(A)	引当率(D)/(A-C)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	平成30年度	7,083	7,083	2,207	100.00%	100.00%
	令和元年度	6,625	6,625	1,800	100.00%	100.00%
危険債権	平成30年度	9,598	7,474	4,334	77.87%	59.63%
	令和元年度	11,467	8,481	5,051	73.96%	53.46%
要管理債権	平成30年度	1,816	1,128	808	62.14%	31.64%
	令和元年度	1,507	1,010	705	67.06%	38.02%
金融再生法上の不良債権	平成30年度	18,499	15,687	7,351	84.80%	74.77%
	令和元年度	19,599	16,117	7,557	82.23%	71.07%
総与信に占める割合(不良債権比率)	平成30年度	7.34%				
	令和元年度	7.65%				
正常債権	平成30年度	233,394				
	令和元年度	236,497				
総与信残高	平成30年度	251,893				
	令和元年度	256,096				

部分直接償却…………実施しておりません。

【総与信残高】=貸出金+債務保証+未収利息+貸付関連仮払金+私募債

(注)

- 「破産更生債権及びこれらに準する債権」とは、破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準する債権です。
- 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができる可能性の高い債権です。
- 「要管理債権」とは、「3ヶ月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金をいいます。
- 「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準する債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外の債権をいいます。
- 「金融再生法上の不良債権」における「貸倒引当金」には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。

●貸倒引当金の状況

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他	
一般貸倒引当金	平成30年度	1,622	1,870	—	1,622
	令和元年度	1,870	1,919	—	1,870
個別貸倒引当金	平成30年度	15,100	12,539	1,557	13,543
	令和元年度	12,539	12,107	126	12,413

(注)

- 一般貸倒引当金は次のとおり計上しております。
自己査定による正常先・要注意先（除く要管理先）につきましては、過去の貸倒実績率に基づき予想損失額の1年分、要管理先につきましては過去の貸倒実績率に基づき予想損失額の3年分を引当てております。
- 個別貸倒引当金は次のとおり計上しております。
 - 自己査定による破綻先（破産、清算、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者）及び実質破綻先（実質的に経営破綻に陥っている債務者）につきましては、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収見込額を控除した残額（以下「非保全額」といいます。）を引当てております。
 - 自己査定による破綻懸念先（現状経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者）につきましては、非保全額に対して過去の貸倒実績率に基づき予想損失額の3年分を引当てております。なお、債権額・非保全額が一定額以上の大口債務者につきましては、非保全額からキャッシュ・フローによる回収見込額を控除した残額を引当てております。

●貸出金償却の額

(単位：千円)

平成30年度	6,875
令和元年度	2,797

●有価証券に関する指標

〈商品有価証券の種類別平均残高〉

該当ありません。

〈有価証券の種類別残存期間別残高〉

平成30年度

(単位：百万円)

	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合 計
国 債	—	—	2,538	—	33,374	81,003	—	116,916
地 方 債	1,976	1,687	542	344	2,685	2,869	—	10,105
社 債	4,780	17,652	16,930	18,192	13,128	25,096	6,798	102,580
株 式	—	—	—	—	—	—	10,361	10,361
外 国 証 券	1,508	3,581	823	7,506	9,318	9,866	—	32,604
そ の 他 証 券	—	2,247	8,921	8,763	3,970	1,509	9,980	35,392
合 計	8,265	25,170	29,757	34,805	62,477	120,344	27,140	307,961

令和元年度

(単位：百万円)

	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合 計
国 債	—	2,538	—	10,357	24,076	77,359	—	114,332
地 方 債	1,444	220	880	2,423	219	2,821	—	8,010
社 債	10,481	15,393	17,140	18,186	7,271	26,123	6,987	101,585
株 式	—	—	—	—	—	—	9,116	9,116
外 国 証 券	2,525	1,298	1,668	8,994	7,273	9,403	—	31,165
そ の 他 証 券	715	8,085	8,691	3,276	1,848	—	12,278	34,895
合 計	15,167	27,536	28,381	43,239	40,689	115,707	28,382	299,104

〈有価証券の種類別残高〉

(単位：百万円)

	期 末 残 高		平 均 残 高	
	平成31年3月末	令和2年3月末	平成30年度	令和元年度
国 債	116,916	114,332	99,773	99,185
地 方 債	10,105	8,010	9,442	8,395
社 債	102,580	101,585	94,979	99,133
株 式	10,361	9,116	8,280	7,803
外 国 証 券	32,604	31,165	32,109	32,247
そ の 他 証 券	35,392	34,895	32,565	30,654
合 計	307,961	299,104	277,151	277,419

(注) 国内業務部門と国際業務部門の区分はしておりません。

〈預証率〉

(単位：%)

	平成30年度	令和元年度
期 末 預 証 率	57.01	54.43
期 中 平 均 預 証 率	51.57	50.64

〔預証率〕

預金量(譲渡性預金を含む)に対する有価証券の保有割合(有価証券保有額 ÷ 預金量 × 100)を示すもの。
集めた預金をどの程度有価証券で運用しているかを示しております。

<取得価額又は契約価額、時価及び評価損益>

●売買目的有価証券、満期保有目的の債券

該当ありません。

●子会社・子法人等株式及び関連法人等株式

当金庫が保有する子会社・子法人等株式及び関連法人等株式は、時価を把握することが極めて困難と認められるため、下記「2.時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券」に記載しております。

1.その他有価証券

(単位：百万円)

	平成30年度			令和元年度		
	貸借対照表計上額	取得原価	差額	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式 8,562	5,873	2,689	6,642	4,578	2,064
	債 券 225,222	202,230	22,991	206,752	187,757	18,995
	国 債 116,916	99,144	17,771	114,332	98,990	15,342
	地方債 10,105	9,341	763	8,010	7,373	636
	社 債 98,200	93,744	4,456	84,410	81,393	3,017
	そ の 他 49,653	42,087	7,565	35,405	30,257	5,147
	小 計 283,438	250,190	33,247	248,801	222,592	26,208
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株 式 1,737	1,962	△ 225	2,411	3,165	△ 753
	債 券 4,380	4,455	△ 74	17,174	17,406	△ 232
	国 債	—	—	—	—	—
	地方債	—	—	—	—	—
	社 債 4,380	4,455	△ 74	17,174	17,406	△ 232
	そ の 他 20,928	22,040	△ 1,111	33,530	36,864	△ 3,334
	小 計 27,046	28,457	△ 1,411	53,117	57,437	△ 4,319
合 計		310,484	278,648	31,835	301,918	280,029
						21,888

- (注) 1.貸借対照表計上額は、期末における市場価格等に基づいております。
 2.貸借対照表中の「有価証券」のほか、「買入金銭債権」の中の信託受益権を含めております。
 3.上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。
 4.時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含めておりません。

2.時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券

(単位：百万円)

	平成30年度	令和元年度
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
子 会 社	24	24
非 上 場 株 式	37	37
組 合 出 資 金 等	45	543
合 計	106	605

<金銭の信託>

●運用目的の金銭の信託

(単位：百万円)

平成30年度		令和元年度	
貸借対照表計上額	当事業年度の損益に含まれた評価差額	貸借対照表計上額	当事業年度の損益に含まれた評価差額
1,920	△ 55	1,818	△ 143

- (注) 貸借対照表計上額は、期末における市場価格等に基づいております。

●その他の金銭の信託

(単位：百万円)

平成30年度					令和元年度				
貸借対照表計上額	取得原価	差額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	貸借対照表計上額	取得原価	差額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの
—	—	—	—	—	870	1,000	△ 129	—	△ 129

- (注) 「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳です。

●満期保有目的の金銭の信託

該当ありません。

<デリバティブ取引>

●金利関連取引、通貨関連取引、株式関連取引、債券関連取引、商品関連取引、クレジットデリバティブ取引
該当ありません。

●役職員の報酬体系の情報開示

報酬体系について

1. 対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功労の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事会の協議により決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に毎期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

なお、当金庫では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、主として退職慰労金の決定方法を規程で定めております。

(2) 令和元年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

(単位：百万円)

区分	支払総額
対象役員に対する報酬等	161

(注) 1. 対象役員に該当する理事は8名、監事は2名です。

2. 上記の内訳は、「基本報酬」102百万円、「賞与」20百万円、「退職慰労金」39百万円となっております。

なお、「賞与」は当年度中に支払った賞与のうち当年度に帰属する部分の金額（過年度に繰り入れた引当金分を除く）と当年度に繰り入れた役員賞与引当金の合計額です。

「退職慰労金」は、当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金の額です。

3. 使用人兼務役員の使用人としての報酬等を含めております。

(3) その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」

(平成24年3月29日付金融庁告示第22号) 第2条第1項第3号、第4号及び第6号並びに第3条第1項第3号、第4号及び第6号に該当する事項はありませんでした。

2. 対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員、当金庫の主要な連結子法人等の役職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和元年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

(注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

2. 「主要な連結子法人等」とは、当金庫の連結子法人等のうち、当金庫の連結総資産に対して2%以上の資産を有する会社等をいいます。なお、令和元年度においては、該当する会社はありませんでした。

3. 「同等額」は、令和元年度に對象役員に支払った報酬等の平均額としてあります。

4. 令和元年度において対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はいませんでした。

●退職給付会計

1. 採用している退職給付制度の概要

当金庫は、確定給付型の制度として、退職一時金制度を設けております。

また、この他に、複数事業主(信用金庫等)により設立された企業年金制度(総合設立型厚生年金基金)に加入しております。

2. 退職給付債務に関する事項

(単位：千円)

区分	金額	
	平成30年度	令和元年度
退職給付債務(A)	2,028,944	1,992,520
年金資産(B)	—	—
前払年金費用(C)	—	—
未認識過去勤務費用(D)	—	—
未認識数理計算上の差異(E)	160,644	94,406
その他(会計基準変更時差異の未処理額)(F)	—	—
退職給付引当金(A-B-C-D-E-F)	1,868,300	1,898,114

3. 退職給付費用に関する事項

(単位：千円)

区分	金額	
	平成30年度	令和元年度
勤務費用(A)	118,092	113,869
利息費用(B)	6,434	6,087
期待運用収益(C)	—	—
過去勤務費用の費用処理額(D)	—	—
数理計算上の際の費用処理額(E)	45,274	35,480
会計基準変更時差異の費用処理額(F)	—	—
厚生年金基金拠出額(G)	207,268	201,625
その他(臨時に支払った割増退職金等)(H)	—	—
退職給付費用(A+B+C+D+E+F+G+H)	377,068	357,061

4. 退職給付債務の計算の基礎に関する事項

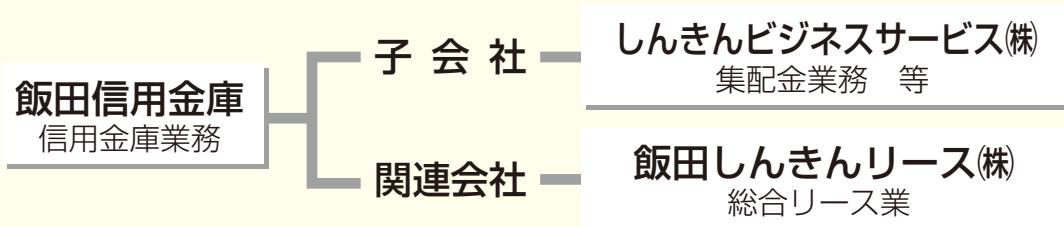
区分	摘要	
	平成30年度	令和元年度
(1) 割引率	0.30%	0.30%
(2) 長期期待運用収益	—	—
(3) 退職給付見込額の期間帰属方法	期間定額基準	
(4) 過去勤務費用の額の処理年数	10年(発生年度の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数による定額法による)	
(5) 数理計算上の差異の処理年数	10年(発生年度の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数による定額法により、翌期から費用処理する)	
(6) 会計基準変更時差異の処理年数	一年	

決算状況(連結)

●金庫及びその子会社等の主要な事業の内容

当金庫グループは、当金庫、子会社1社、関連会社1社で構成され、信用金庫業務を中心に集配金業務、リース業務などの金融サービスを提供しております。

〈グループ組織の構成〉



〈子会社等に関する状況〉

名 称	しんきんビジネスサービス(株)	飯田しんきんリース(株)
住 所	飯田市本町一丁目2番地	飯田市本町一丁目2番地
資 本 金	2,000万円	2,000万円
事 業 の 内 容	集配金業務 等	総合リース業
設 立 年 月 日	平成2年4月4日	平成9年4月1日
当金庫の議決権比率	100%	22.5%
子会社等の議決権比率	0%	0%

〈重要性の原則の適用について〉

当金庫では、子会社等は当金庫グループの財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を誤らせない程度に重要性が乏しいと認められるため、連結財務諸表は作成しておりませんが、連結自己資本比率についてはその内容を開示しております。

なお、資産基準、経常収益基準、利益基準及び利益剰余金基準による割合は下記のとおりであります。

下記算式において、当金庫と子会社及び関連会社間の債権債務及び相互の取引による収益・費用は相殺消去しております。

$$\text{資 产 基 準} = \frac{\text{子会社等の総資産額の合計額}}{\text{当金庫の総資産額}} = \frac{1,781\text{百万円}}{635,031\text{百万円}} \times 100 = 0.28\%$$

$$\text{経常収益基準} = \frac{\text{子会社等の経常収益の合計額}}{\text{当金庫の経常収益}} = \frac{90\text{百万円}}{9,295\text{百万円}} \times 100 = 0.97\%$$

$$\text{利 益 基 準} = \frac{\text{子会社等の当期利益の額のうち持分の合計額}}{\text{当金庫の当期純利益}} = \frac{1\text{百万円}}{2,019\text{百万円}} \times 100 = 0.09\%$$

$$\text{利 益 剰 余 金 基 準} = \frac{\text{子会社等の利益剰余金のうち持分の合計額}}{\text{当金庫の利益剰余金}} = \frac{119\text{百万円}}{56,075\text{百万円}} \times 100 = 0.21\%$$

決算状況(自己資本の充実の状況)

■自己資本の充実の状況に関する定性的な開示事項

〈単体・連結での自己資本比率に関する事項〉

1. 自己資本調達手段の概要

当金庫の自己資本総額は令和2年3月末現在586億87百万円となっており、主な内訳は会員のみなさまからの出資金10億67百万円の他、過去の利益を積み立ててきた特別積立金544億0百万円と利益準備金11億16百万円及び一般貸引当金19億19百万円などです。

詳しくは、本誌資料編46ページに記載しております「自己資本の構成に関する開示事項」をご参照ください。

2. 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

令和2年3月末現在の自己資本比率は、国内基準である4%の4倍以上となる17.17%となりました。自己資本総額の90%以上が過去の利益を積み立てた特別積立金であり、負債性の資本調達手段等が無いことから、極めて健全な内容と考えております。今後の自己資本充実に向けた方針としては、引き続き毎年の利益を確実に積み立てることに取り組みたいと考えておらず、当金庫の伝統である堅実経営、狭域高密度経営を堅持してまいります。

3. 信用リスクに関する事項

(1) 信用リスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスクとは、当金庫の貸出先や当金庫が購入した債券や株式（以下「有価証券」といいます）を発行した企業の財務内容が悪化し、貸出金や有価証券の元本や利息の回収が困難になることによって損失を被る危険をいいます。

当金庫では、貸出金や有価証券の信用リスクを適切に把握・管理する事により、適切な収益を安定的に確保できる資産構成を構築することを基本方針としていますが、社会的責任として地域経済を支えるという経営方針を実現するため、貸出金については地域のために必要なリスクを負担できるだけの自己資本を確保することにも取り組んでおります。

貸出金の信用リスク管理手続きとしては、新規のご融資に際して融資審査基準に基づき資金使途や返済原資などのチェックを行い、必要に応じて担保差し入れなどを条件とさせていただいており、一定金額以上の大口ご融資先については定期的に現況報告会を開催しております。また、将来の損失に備えるため、過去の貸倒実績に基づいて引当金を計上しており、急激な環境変化によって万一地域経済が大きなダメージを受けた場合でも、損失額が自己資本総額の一定割合を上回らないように管理しております。

有価証券の信用リスク管理手続きとしては、格付機関による格付けを参考にリスクと利回りのバランスから購入、売却の判断を行っています。一般的に、債券の信用リスクは債券の価格（利回り）に反映されることから、保有する有価証券の時価が簿価を一定の比率で下回った場合に損失処理を行うことを規程化するとともに、損失処理基準に抵触しない有価証券の含み損の合計が自己資本総額の一定割合を上回らないように管理しております。

(2) リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称及びエクスポートの種類毎のリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

リスク・ウェイトとは、自己資本比率を算出する際の分母に相当する額（「リスク・アセット」といいます）を計算するために、貸出金や有価証券の種類などに応じて法令で定められた掛け目をいいます。

当金庫では、法令で定められた適格格付機関（日本格付研究所、日本格付投資情報センター、スタンダード＆プアーズ、ムーディーズ）のうち依頼格付と呼ばれる評価を取得している有価証券等については、法令に基づき高い方から2番

目の格付（1社のみの場合は当該格付）によるリスク・ウェイトを適用する事としております。なお、有価証券のうち事業債及び外国証券については、以下の通り適格格付機関を採用しております。

①国内債券・・・日本格付研究所（JCR）、日本格付投資情報センター（R&I）のうち低位の格付を採用する。

②外国債券・・・スタンダード＆プアーズ（S&P）、ムーディーズのうち低位の格付を採用する。

4. 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスクの管理では、例えば貸出金であれば、融資審査基準に基づき資金使途や返済原資などを確認して可否判断を行うことを基本としていますが、貸出先の財務内容が悪化して元本や利息の回収が困難になる可能性についても勘案し、必要に応じて預金や有価証券などの金融資産を担保としたり信用保証協会などの保証をつけていただいている、これらを信用リスク削減手法といいます。

リスク・アセットについては、法令に基づいてこのリスク削減手法を勘案した残高を使用することができますので、当金庫では、リスク・アセットの計算において次の手法を信用リスク削減手法として採用し、それぞれの手法に応じて計算手順などを定めております。

(1) 適格金融資産担保

当金庫の預金を担保としている貸出金について、担保額を貸出金残高から差し引くこととしており、当該担保額が信用リスク削減額となります。

(2) 貸出金と預金との見なし相殺

貸出金の担保としていない貸出先名義の預金のうち、法令に定められた条件に適合するものについて、預金残高の一定割合を貸出金残高から差し引くこととしております。この計算手続きを見なし相殺といい、貸出金から差し引いた額が信用リスク削減額となります。

(3) 保証

国、地方公共団体、政府関係機関等が保証している債権等については、保証された部分について当該保証人のリスク・ウェイトを適用できることから、保証がないと仮定して計算したリスク・アセットと当該保証人のリスク・ウェイトを適用して計算したリスク・アセットとの差額が信用リスク削減額となります。

5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

派生商品取引及び長期決済期間取引は、現時点では資金運用手段としての活用は行わない方針としております。このため、リスク管理の方針及び手続きについては定めておりません。

6. 証券化エクスポートに関する事項

当金庫では、独立行政法人住宅金融支援機構の証券化支援事業を利用して住宅ローンの証券化を行っておりますが、買取型を利用することにより証券化した債権のリスクが当金庫に残らない取り扱いとしており、証券化の手続きは住宅金融支援機構の定める手順に従って実施しております。なお、住宅ローン以外については証券化を予定していないため、証券化エクスポートに関するリスク管理の方針等は定めておりません。

このため、証券化エクスポートについて、信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称、及び証券化取引に関する会計方針、並びに証券化エクスポートの種類毎のリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称は該当がありません。

7. オペレーション・リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要

オペレーション・リスクとは、当金庫が業務を行うための規程や取扱要領などを含めた内部管理体制が不十分であったり、地震、風水害などの自然災害や火災、事故などが原因で発生する損失をいい、非常に広範囲にわたります。

このため当金庫では、お客さまとのお取り引きへの影響が非常に大きくなる可能性があると考えられる事務処理手続き、コンピュータシステム、大規模災害、犯罪被害、火災被害、情報資産管理、流動性管理を中心に、それぞれについての規程や取扱要領を作成し、お客さまが安心して当金庫とお取り引きいただけるよう体制を整えることを基本方針としております。このうち事務処理手続きやコンピュータシステムについては、内部監査や外部監査によってシステムの運用で規程に反した取り扱いが行われないよう管理しております。また、コンピュータシステムに万一障害が発生した場合や、自然災害や火災などの事故が発生した場合に備えての対応手順を定めており、可能な範囲で訓練を実施することによって被害を最小限にとどめるように努めております。

(2) オペレーション・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

オペレーション・リスク相当額は、業務粗利益をベースとして法令で定められた基準により算出する「基礎的手法」を採用しております。

8. 信用金庫法施行令第11条第7項第3号に規定する出資その他これに類するエクスボーナーに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

当金庫では、株式や投資信託等への投資につきまして、経営体力や管理能力等に見合ったリスク管理を行い、適正な収益を確保することを基本方針としております。

保有する株式等については、評価額を日々把握するとともに、評価額が著しく下落した場合には、内部規程に基づき適切に処理することとしております。市場価格の変動によって生じる価格変動リスクは、ALM委員会で管理するとともに、定期的に常勤役員会へ報告するなど、適切なリスク管理に努めています。

9. 金利リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要

金利リスクとは、預金や貸出金、有価証券など金融機関が保有する資産・負債のうち市場金利の影響を受けるものについて、金利の変動により経済価値が変動するリスクをいいます。

当金庫では、金利リスクについて定期的に評価・計測を行い、ALM委員会で管理するとともに、必要に応じて常勤役員会へ報告するなど、適切なリスク管理に努めています。

金利リスク計測の頻度は、四半期末日を基準日として、四半期ごとにIRRBBで計測しております。

(2) 金利リスクの算定手法の概要

開示告示に基づく定量的開示の対象となる△EVE（注1）及び△NII（注2）並びに当金庫がこれに追加して自ら開示を行う金利リスクに関する事項は以下の通りです。

(注1) IRRBBのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるものであって、開示告示に定められた金利ショックにより計算されるものをいいます。

(注2) IRRBBのうち、金利ショックに対する算出基準日から12ヶ月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものであって、開示告示に定められた金利ショックにより計算されるものをいいます。

①流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期：1.25年

②流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期：5年

③流動性預金への満期の割当て方法及びその前提

金融庁が定める保守的な前提を採用しております。

④固定金利貸出の期限前返済及び定期預金の早期解約に関する前提
金融庁が定める保守的な前提を採用しております。

⑤複数の通貨の集計方法及びその前提
通貨別に算出した金利リスクの正值のみを合算し、通貨間の相関等は考慮しておりません。

⑥スプレッドに関する前提
割引金利の相関やスプレッドは考慮しておりません。

⑦内部モデルの使用等、△EVE及び△NIIに重大な影響を及ぼすその他の前提
内部モデルは使用しておりません。

⑧前事業年度末の開示からの変動に関する説明

△EVEは、運用勘定の残存期間の短期化を主因として平成31年3月末比2,600百万円減少し、19,714百万円となりました。

⑨計測値の解釈や重要性に関するその他の説明
十分な自己資本の余裕を確保していると考えており、△EVEは特段問題のない水準であると認識しております。

〈連結自己資本比率に関する追加事項〉

1. 連結の範囲

(1) 自己資本比率告示第3条の規定により連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集團（連結グループ）に属する会社と連結財務諸表規則第5条に基づき連結の範囲（会計連結範囲）に含まれる会社との相違点

当金庫が100%を出資する子会社である「 shin kinkin business services株式会社」及び22.5%を出資する「飯田 shin kinkinリース株式会社」を連結自己資本比率算出の対象としております。なお、規則に基づく連結貸借対照表等の財務諸表における連結の範囲に含まれる会社は上記以外該当ありません。

(2) 連結グループのうち、連結子会社の数並びに主要な連結子会社の名称及び主要な業務の内容

本誌資料編43ページに記載しております。

(3) 自己資本比率告示第7条が適用される金融業務を営む関連法人等の数並びに当該金融業務を営む関連法人等の名称及び主要な業務の内容

本誌資料編43ページに記載しております。

(4) 連結グループに属する会社であって会計連結範囲に含まれないもの及び連結グループに属しない会社であって会計連結範囲に含まれるものとの名称及び主要な業務の内容

本誌資料編43ページに記載しております。

(5) 連結グループ内の資金及び自己資本の移動に係る制限等の概要

連結グループ内の資金及び自己資本の移動に関する制限は、規程等による定めを行っておりませんが、連結貸借対照表等の財務諸表が連結グループ全体の正確な資産内容を反映した正確なものとなるよう、外部監査法人による監査を受けて公表しております。

■自己資本の構成に関する開示事項

〈単体〉

(単位：百万円)

項目	平成30年度	令和元年度	
コア資本に係る基礎項目 (1)			
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	55,131	57,121	
うち、出資金及び資本剰余金の額	1,075	1,067	
うち、利益剰余金の額	54,077	56,075	
うち、外部流出予定額（△）	21	21	
うち、上記以外に該当するものの額	—	—	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	1,870	1,919	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	1,870	1,919	
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—	
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—	
コア資本に係る基礎項目の額	(イ)	57,002	59,041
コア資本に係る調整項目 (2)			
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るもの）の額の合計額	248	353	
うち、のれんに係るもの	—	—	
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	248	353	
繰延税金資産（一時差異に係るもの）の額	—	—	
適格引当金不足額	—	—	
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—	
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—	
前払年金費用の額	—	—	
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	—	—	
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—	
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—	
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—	
特定項目に係る10パーセント基準超過額	—	—	
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—	
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—	
特定項目に係る15パーセント基準超過額	—	—	
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—	
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—	
コア資本に係る調整項目の額	(口)	248	353
自己資本			
自己資本の額（(イ) - (口)）	(ハ)	56,753	58,687
リスク・アセット等 (3)			
信用リスク・アセットの額の合計額	312,525	324,895	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△19,623	△19,108	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△19,623	△19,108	
うち、上記以外に該当するものの額	—	—	
オペレーション・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	17,589	16,803	
信用リスク・アセット調整額	—	—	
オペレーション・リスク相当額調整額	—	—	
リスク・アセット等の額の合計額	(二)	330,114	341,699
自己資本比率			
自己資本比率（(ハ) / (二)）	17.19%	17.17%	

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第21号）」に基づき算出しております。なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しております。

〈連結〉

(単位：百万円)

項目	平成30年度	令和元年度	
コア資本に係る基礎項目 (1)			
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	55,249	57,241	
うち、出資金及び資本剰余金の額	1,075	1,067	
うち、利益剰余金の額	54,195	56,195	
うち、外部流出予定額(△)	21	21	
うち、上記以外に該当するものの額	—	—	
コア資本に算入されるその他の包括利益累計額又は評価・換算差額等	—	—	
うち、為替換算調整勘定	—	—	
うち、退職給付に係るもの	—	—	
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額	63	61	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	1,885	1,932	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	1,885	1,932	
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—	
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—	
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—	
コア資本に係る基礎項目の額	(イ)	57,198	59,235
コア資本に係る調整項目 (2)			
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るもの)の額の合計額	249	353	
うち、のれんに係るもの(のれん相当差額を含む)の額	—	—	
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	249	353	
繰延税金資産(一時差異に係るもの)の額	—	—	
適格引当金不足額	—	—	
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—	
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—	
退職給付に係る資産の額	—	—	
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く)の額	—	—	
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—	
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—	
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—	
特定項目に係る10パーセント基準超過額	—	—	
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—	
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る)に関連するものの額	—	—	
特定項目に係る15パーセント基準超過額	—	—	
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—	
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る)に関連するものの額	—	—	
コア資本に係る調整項目の額	(口)	249	353
自己資本			
自己資本の額((イ)-(口))	(ハ)	56,949	58,881
リスク・アセット等 (3)			
信用リスク・アセットの額の合計額	314,375	326,627	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△19,623	△19,108	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△19,623	△19,108	
うち、上記以外に該当するものの額	—	—	
オペレーション・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	17,809	17,017	
信用リスク・アセット調整額	—	—	
オペレーション・リスク相当額調整額	—	—	
リスク・アセット等の額の合計額	(二)	332,184	343,645
連結自己資本比率			
連結自己資本比率((ハ)/(二))	17.14%	17.13%	

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。なお、当金庫グループは国内基準により連結自己資本比率を算出しております。

■定量的な開示事項

●自己資本の充実度に関する事項

〈単体〉

(単位:百万円)

	平成30年度		令和元年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額の合計	312,525	12,501	324,895	12,995
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポート	306,164	12,246	313,175	12,527
現金	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	38	1
国際決済銀行等向け	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—
地方公共団体金融機関向け	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	99	3	99	3
地方三公社向け	64	2	64	2
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	37,203	1,488	42,125	1,685
法人等向け	121,197	4,847	118,606	4,744
中小企業等向け及び個人向け	38,493	1,539	36,129	1,445
抵当権付住宅ローン	5,481	219	7,611	304
不動産取得等事業向け	10,108	404	12,392	495
3ヵ月以上延滞等	156	6	225	9
取立未済手形	14	0	8	0
信用保証協会等による保証付	1,763	70	1,683	67
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—
出資等	9,709	388	10,645	425
出資等のエクスポート	9,709	388	10,645	425
重要な出資のエクスポート	—	—	—	—
上記以外	81,870	3,274	83,542	3,341
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポート	69,384	2,775	71,200	2,848
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポート	2,265	90	2,265	90
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポート	—	—	—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポート	—	—	—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポート	—	—	—	—
上記以外のエクスポート	10,221	408	10,076	403
②証券化エクスポート	—	—	—	—
証券化	STC要件適用分	—	—	—
	非STC要件適用分	—	—	—
再証券化	—	—	—	—
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポート	25,984	1,039	30,828	1,233
ルック・スルー方式	25,984	1,039	30,828	1,233
マンデート方式	—	—	—	—
蓋然性方式(250%)	—	—	—	—
蓋然性方式(400%)	—	—	—	—
フォールバック方式(1250%)	—	—	—	—
④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	—	—	—	—
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポートに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△19,623	△784	△19,108	△764
⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額	—	—	—	—
⑦中央清算機関連エクスポート	—	—	—	—
ロ. オペレーション・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	17,589	703	16,803	672
八. 単体総所要自己資本額(イ+ロ)	330,114	13,204	341,699	13,667

(注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセット×4%

2. 「エクスポート」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引の与信相当額等のことです。

3. 「3ヵ月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポート及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」「国際決済銀行等向け」を除く)においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポートのことです。

4. 当金庫は、基礎的手法によりオペレーション・リスク相当額を算定しております。

　　<オペレーション・リスク相当額(基礎的手法)の算定方法>

　　粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)×15%

　　直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数

5. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

〈連結〉

(単位：百万円)

	平成30年度		令和元年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額の合計	314,375	12,575	326,627	13,065
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポート	308,015	12,320	314,907	12,596
現金	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	38	1
国際決済銀行等向け	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—
地方公共団体金融機関向け	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	99	3	99	3
地方三公社向け	64	2	64	2
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	37,203	1,488	42,125	1,685
法人等向け	121,197	4,847	118,606	4,744
中小企業等向け及び個人向け	38,493	1,539	36,129	1,445
抵当権付住宅ローン	5,481	219	7,611	304
不動産取得等事業向け	10,108	404	12,392	495
3ヵ月以上延滞等	156	6	225	9
取立未済手形	14	0	8	0
信用保証協会等による保証付	1,763	70	1,683	67
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—
出資等	9,685	387	10,621	424
出資等のエクスポート	9,685	387	10,621	424
重要な出資のエクスポート	—	—	—	—
上記以外	83,745	3,349	85,298	3,411
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポート	69,384	2,775	71,200	2,848
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポート	2,265	90	2,265	90
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポート	—	—	—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポート	—	—	—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポート	—	—	—	—
上記以外のエクスポート	12,096	483	11,832	473
②証券化エクスポート	—	—	—	—
証券化	STC要件適用分	—	—	—
	非STC要件適用分	—	—	—
再証券化	—	—	—	—
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポート	25,984	1,039	30,828	1,233
ルック・スルー方式	25,984	1,039	30,828	1,233
マンデート方式	—	—	—	—
蓋然性方式(250%)	—	—	—	—
蓋然性方式(400%)	—	—	—	—
フォールバック方式(1250%)	—	—	—	—
④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	—	—	—	—
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポートに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△19,623	△784	△19,108	△764
⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額	—	—	—	—
⑦中央清算機関連携エクスポート	—	—	—	—
ロ. オペレーション・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	17,809	712	17,017	680
八. 連結総所要自己資本額(イ+ロ)	332,184	13,287	343,645	13,745

- (注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセット×4%
2. 「エクスポート」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引の与信相当額等のことです。
3. 「3ヵ月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポート及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」「国際決済銀行等向け」を除くにおいてリスク・ウェイトが150%になったエクスポートのことです。
4. 当金庫グループは、基礎的手法によりオペレーション・リスク相当額を算定しております。

<オペレーション・リスク相当額(基礎的手法)の算定方法>
粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)×15%
直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数

5. 連結総所要自己資本額=連結自己資本比率の分母の額×4%

●その他金融機関等(注)であって信用金庫の子法人等であるもののうち、規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額

(注) 自己資本比率告示第5条第7項第1号に規定するその他金融機関等をいいます。

該当ありません。

●信用リスクに関する事項

(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポート及び証券化エクスポートを除く)

イ. 信用リスクに関するエクスポート及び主な種類別の期末残高

<地域別・業種別・残存期間別>

(単位:百万円)

エクスポート区分 地域区分 業種区分 期間区分	信用リスクエクスポート期末残高								3ヵ月以上延滞 エクスポート
	平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度	
国 内	484,601	484,304	250,813	254,896	233,788	229,407	—	—	596 918
国 外	28,419	25,685	—	—	28,419	25,685	—	—	— —
地 域 別 合 計	513,020	509,989	250,813	254,896	262,207	255,092	—	—	596 918
製 造 業	52,392	52,486	31,740	31,524	20,652	20,961	—	—	84 108
農 業・林 業	763	833	763	833	—	—	—	—	41 25
漁 業	41	33	41	33	—	—	—	—	— —
鉱業・採石業・砂利採取業	179	187	179	187	—	—	—	—	— —
建 設 業	18,785	18,902	18,303	18,271	482	630	—	—	231 78
電気・ガス・熱供給・水道業	17,311	17,601	1,406	2,306	15,904	15,295	—	—	— —
情 報 通 信 業	3,458	3,569	409	413	3,049	3,156	—	—	— —
運輸業・郵便業	11,996	11,975	3,130	3,460	8,865	8,514	—	—	— —
卸売業・小売業	28,900	28,927	18,798	18,880	10,101	10,046	—	—	133 89
金融業・保険業	64,242	63,134	12,353	12,010	51,888	51,123	—	—	— —
不 動 産 業	29,295	30,687	17,169	18,360	12,126	12,326	—	—	2 —
物 品 貸 貸 業	1,252	1,289	1,252	1,289	—	—	—	—	— —
学術研究・専門・技術サービス業	1,572	1,594	1,472	1,494	100	100	—	—	— 5
宿 泊 業	9,769	9,428	9,769	9,428	—	—	—	—	471
飲 食 業	2,694	2,412	2,694	2,412	—	—	—	—	— —
生活関連サービス業・娯楽業	9,916	10,085	9,714	9,885	202	200	—	—	— 79
教育・学習支援業	123	122	123	122	—	—	—	—	— —
医 療・福 祉	9,584	8,970	9,584	8,970	—	—	—	—	— —
その他のサービス業	6,000	4,969	5,494	4,455	506	513	—	—	— —
国・地方公共団体等	165,382	160,937	27,055	28,713	138,327	132,223	—	—	— —
個 人	79,357	81,840	79,357	81,840	—	—	—	—	102 58
そ の 他	—	—	—	—	—	—	—	—	— —
業 種 別 合 計	513,020	509,989	250,813	254,896	262,207	255,092	—	—	596 918
1年以下	55,396	61,735	47,131	47,283	8,265	14,452	—	—	
1年超3年以下	46,069	42,504	23,147	23,052	22,922	19,451	—	—	
3年超5年以下	48,852	47,695	28,016	28,005	20,835	19,690	—	—	
5年超7年以下	45,671	59,125	19,628	19,162	26,042	39,962	—	—	
7年超10年以下	84,461	64,524	25,954	25,684	58,506	38,840	—	—	
10年超	224,072	225,844	105,237	110,136	118,835	115,707	—	—	
期間の定めのないもの	8,497	8,560	1,698	1,572	6,798	6,987	—	—	
残存期間別合計	513,020	509,989	250,813	254,896	262,207	255,092	—	—	

- (注) 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除きます。
 2. 「3ヵ月以上延滞エクスポート」とは、元本又は利息の支払が約定日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポートのことです。
 3. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。
 4. 貸出金、オフ・バランス取引、3ヵ月以上延滞エクスポートは国内取引のみとなっております。

□. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

本誌資料編39ページに記載しております。

八. 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

平成30年度

(単位：百万円)

業種名	個別貸倒引当金					貸出金償却	
	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高		
			目的使用	その他			
製造業	4,805	1,600	1,528	3,276	1,600	—	
農業・林業	20	40	—	20	40	—	
漁業	—	—	—	—	—	—	
鉱業・採石業・砂利採取業	—	—	—	—	—	—	
建設業	1,275	1,251	13	1,261	1,251	—	
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	
情報通信業	1	1	—	1	1	—	
運輸業・郵便業	9	9	—	9	9	—	
卸売業・小売業	2,409	3,184	—	2,409	3,184	—	
金融業・保険業	—	—	—	—	—	—	
不動産業	489	490	—	489	490	—	
物品販賣業	—	—	—	—	—	—	
学術研究・専門・技術サービス業	3	2	—	3	2	—	
宿泊業	3,635	3,570	—	3,635	3,570	—	
飲食業	86	87	—	86	87	—	
生活関連サービス業・娯楽業	1,932	1,898	—	1,932	1,898	—	
教育・学習支援業	0	0	—	0	0	—	
医療・福祉	14	11	—	14	11	—	
その他サービス業	23	15	—	23	15	—	
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	
個人	392	374	15	377	374	6	
業種別合計	15,100	12,539	1,557	13,543	12,539	6	

令和元年度

(単位：百万円)

業種名	個別貸倒引当金					貸出金償却	
	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高		
			目的使用	その他			
製造業	1,600	2,059	2	1,597	2,059	2	
農業・林業	40	33	—	40	33	—	
漁業	—	—	—	—	—	—	
鉱業・採石業・砂利採取業	—	—	—	—	—	—	
建設業	1,251	655	122	1,129	655	—	
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	
情報通信業	1	1	—	1	1	—	
運輸業・郵便業	9	8	—	9	8	—	
卸売業・小売業	3,184	3,036	—	3,184	3,036	—	
金融業・保険業	—	—	—	—	—	—	
不動産業	490	497	—	490	497	—	
物品販賣業	—	—	—	—	—	—	
学術研究・専門・技術サービス業	2	1	—	2	1	—	
宿泊業	3,570	3,428	—	3,570	3,428	—	
飲食業	87	84	—	87	84	—	
生活関連サービス業・娯楽業	1,898	1,900	—	1,898	1,900	—	
教育・学習支援業	0	0	—	0	0	—	
医療・福祉	11	11	—	11	11	—	
その他サービス業	15	12	—	15	12	—	
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	
個人	374	375	1	373	375	—	
業種別合計	12,539	12,107	126	12,413	12,107	2	

(注) 1. 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

二. リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位：百万円)

告示で定める リスク・ウェイト区分(%)	エクスポージャーの額			
	平成30年度		令和元年度	
	格付適用有り	格付適用無し	格付適用有り	格付適用無し
0%	—	161,999	—	161,598
10%	—	18,634	—	17,834
20%	3,716	68,286	5,717	69,115
35%	—	16,239	—	22,556
40%	—	3,100	—	3,100
50%	46,256	30,639	44,833	30,933
70%	—	14,414	—	16,115
75%	—	55,853	—	52,489
100%	14,943	117,410	12,040	123,238
120%	—	1,810	—	1,607
150%	—	74	—	8
200%	—	—	—	—
250%	—	15,475	—	16,445
270%	—	2,100	—	2,700
合 計	64,916	506,036	62,590	517,742

- (注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。
 2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しております。
 3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー、CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

●信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：百万円)

ポートフォリオ	信用リスク削減手法		適格金融資産担保		保証	
	平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額	4,304	4,008	42,860	41,734		

(注) 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いております。

●派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当ありません。

●証券化エクスポージャーに関する事項

該当ありません。

●出資等エクスポージャーに関する事項

イ. 出資等エクスポージャーの貸借対照表計上額等

(単位：百万円)

区分	平成30年度		令和元年度	
	貸借対照表計上額	時価	貸借対照表計上額	時価
上場株式等	10,224	10,224	8,979	8,979
非上場株式等	137	137	136	136
その他の	3,126	3,126	3,556	3,556
合 計	13,487	13,487	12,673	12,673

(注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。

2. 上記の「その他」は、信金中央金庫向けの普通出資・優先出資等です。

口. 出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位：百万円)

区分	平成30年度	令和元年度
売却益	166	146
売却損	72	100
償却	0	—

八. 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

区分	平成30年度	令和元年度
評価損益	2,589	1,399

二. 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

区分	平成30年度	令和元年度
評価損益	—	—

●リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位：百万円)

	平成30年度	令和元年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	25,984	30,828
マンデート方式を適用するエクspoージャー	—	—
蓋然性方式（250%）を適用するエクspoージャー	—	—
蓋然性方式（400%）を適用するエクspoージャー	—	—
フォールバック方式（1250%）を適用するエクspoージャー	—	—

●金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

IRRBB 1 : 金利リスク		イ	ロ	ハ	ニ
項番		Δ E V E		Δ N II	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	19,714	22,314	300	
2	下方パラレルシフト	—	—	38	
3	スティープ化	16,806	19,027		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	19,714	22,314	300	
		ホ		ヘ	
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	58,687		56,753	

(注) 1. 金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。

2. 「金利リスクに関する事項」については、平成31年金融庁告示第3号（2019年2月18日）による改正を受け、2020年3月末から△NIIを開示することとなりました。このため、開示初年度につき、当期末分のみを開示しております。